

会議等に係る食糧費に関する公文書の公開基準

平成 16 年 7 月 27 日制定

1 基準策定の趣旨

- (1) 塩竈市情報公開条例（平成 10 年条例第 21 号）は、市民の知る権利を保障し、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、もって公正で開かれた市政の実現を図ることを目的としている。
- (2) 本基準は、塩竈市情報公開条例の趣旨に基づき、会議等に係る食糧費の支出に関して、可能な限り市民にその支出状況を明らかにするため、食糧費の類型、公文書の記載事項ごとに統一的な公開基準を定めるものである。

2 会議等に係る食糧費の類型

- (1) 式典，イベント等に係る飲食に要する経費
事業として開催される式典，イベント等の一環として行われる飲食に要する経費
- (2) 会議等に伴う弁当，茶菓に要する経費
種々の会議・打合せ等の際に，出席者に提供される弁当茶菓に要する経費
- (3) 意見交換，情報収集等に伴う飲食に要する経費
個々の事業の円滑な執行を図るため，行政上の必要性から行われる意見交換，情報収集等の際の飲食に要する経費
- (4) 交渉，折衝等に伴う飲食に要する経費
個々の事業の執行に当たり，相互の利害関係事項について相手方と協議し決定するために行う交渉，折衝等の際の飲食に要する経費

3 対象とする公文書及び記載事項

(1) 対象とする公文書

起案文書

支出負担行為兼支出命令書（又は支出負担行為書及び支出命令書）

請求書

納品書

(2) 記載事項

会議等の名称

開催目的

実施年月日

出席者数

出席者の所属，職名及び氏名（市職員，相手方）

会議等の場所

支出金額
支出内訳
債権者名
債権者の口座
債権者の印影

4 公開基準

情報公開条例の「原則公開」の基本理念のもと、個人に関する情報の保護及び事務事業に係る関係者との信頼関係の確保に十分配慮し、別表のとおり定める。

5 今後の取扱い等について

- (1) 平成15年度以前に開催した会議等に伴い支出した食糧費に関する公文書も含め、会議等に係る食糧費に関する公文書の公開請求に対して、公開決定等をする場合は、本基準によるものとする。
- (2) 公開決定等をするに際し、本基準により難しい事情など疑義が生じた場合には、政策課に協議するものとする。

別表 「公開基準表」

		式典、イベント等に係る飲食に要する経費	会議等に伴う弁当、茶菓に要する経費	意見交換、情報収集等に伴う飲食に要する経費	交渉、折衝等に伴う飲食に要する経費	
会議等の名称		公開	原則公開	原則公開	原則公開	
開催目的		公開	原則公開	原則公開	原則公開	
実施年月日		公開	公開	公開	公開	
出席者数		公開	公開	公開	公開	
出席者	市職員	所属	公開	公開	公開	
		職名	公開	公開	公開	
		氏名	公開	公開	公開	
	相手方	所属	公開	公開	公開	原則公開
		職名	公開	原則公開	原則公開	原則公開
		氏名	公開	原則公開	原則公開	原則公開
会議等の場所		公開	公開	公開	公開	
支出金額		公開	公開	公開	公開	
支出内訳		公開	公開	公開	公開	
債権者名		公開	公開	公開	公開	
債権者の口座		公開	公開	公開	公開	
債権者の印影		公開	公開	公開	公開	

* 「原則公開」とは、次に該当する場合を除き公開することをいう。

用地買収、企業誘致、人事などの内容性を有する交渉・折衝等又は情報収集で、開催の事実や相手方が明らかになると相手方との信頼関係を損うなど、今後の事務事業の適正な執行に支障が生じる場合。

思想、心身の状況等、相手方の個人情報について保護が必要な場合

なお、上記 又は に該当し、非公開とする場合は、その理由について合理的な説明が十分なし得ること。